

報道資料 8

平成 27 年 4 月 10 日

報道機関各位

地域経営課長



多様なコミュニティ活動を支援する 「コミュニティ支援交付金」

地域のコミュニティ機能を維持し、地域の実情に応じた多様なコミュニティの形成を図り、人のつながりや交流機会を充実させることを目的に、今までの「まちづくりサポート交付金」と「地域の絆交付金」を一新して、平成 27 年度からは「コミュニティ支援交付金」として新設いたしました。

1 対象 市民の皆さんが進んで取り組み、広く公共の利益になる活動で、平成 27 年度中に行うもの

2 申請区分・交付金額

申請区分		交付率等		交付回数
		交付率	交付金の 限度額	
コミュニティ活動 団体	ホップ型	3/4 以内	10 万円	1 年度につき 1 回とし、 同一まちづくり団体に つき 3 回まで
	ステップアップ型	1/2 以内	30 万円	
総合型地 域コミュ ニティ	住民数が 2,000 人 未満	3/4 以内	80 万円	1 年度につき 1 回
	住民数が 2,000 人 以上 5,000 人未満		100 万円	
	住民数が 5,000 人 以上		120 万円	

※団体の交付回数は、今までのまちづくりサポート交付金のステップアップと地域の絆交付金のものを引き継ぎます。

3 申請方法 地域経営課、栄・下田サービスセンター、各公民館に設置の「応募の手引き」をご覧の上、申請書および必要書類を添付して提出ください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

4 応募期限 5 月 8 日（金）

担当：地域経営課 地域振興係 石井
電話：0256-34-5511（内336）